

令和7年度 第1回会津若松市国民健康保険運営協議会会議録

1. 日 時 : 令和7年5月19日(月)午後1時～午後1時35分
2. 場 所 : 会津若松市役所 本庁舎3階 3-4 議室
3. 議 事 : 諮問案件
 - (1) 会津若松市国民健康保険税条例の一部改正について(課税限度額の改正)報告案件
 - (1) 会津若松市国民健康保険税条例の一部改正について(応益割に係る軽減判定基準の改正)
 - (2) 高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施について

4. 委員会出席者(敬称略)

会 長	中澤 真	(議長)
副会長	平野 淳子	(議事録署名人)
委 員	五十嵐 公一	(議事録署名人)
委 員	石井 洋一	
委 員	江川 清	
委 員	千葉 明恵	
委 員	渡邊 市雄	
委 員	矢吹 孝志	
委 員	小柴 誠	
委 員	高橋 慶彦	
委 員	湯澤 広行	
委 員	山崎 雄一郎	
委 員	二瓶 優子	
委 員	梅津 竜	
委 員	武藤 理恵子	

(以上17名中15名出席)

5. 事務局出席者

健康福祉部	部長	山口 勝彦
高齢福祉課	課長	遠藤 昭三
国保年金課	課長	二瓶 睦
国保年金課	特任主幹	山口 恵
国保年金課	主幹	上田 裕司
国保年金課	副主幹	井上 雅文
国保年金課	副主幹	芳賀 智基
健康増進課	主幹	長谷川 恵
高齢福祉課	主任技査	宇内 裕美子

＜議 事＞

- 会 長 議事に入る。初めに会議録署名委員については慣例により、会長の指名推薦としたい。
- 各委員 異議なし。
- 会 長 五十嵐公一委員、平野淳子委員の2名を指名する。
- 事務局 それでは、諮問案件(1)について事務局より説明をお願いしたい。
- 諮問案件（1）会津若松市国民健康保険税条例の一部改正について説明する。
- 地方税法施行令の一部を改正する政令が令和7年3月31日に公布、同年4月1日に施行されたことに伴い、本市国民健康保険税条例の一部を改正するものである。内容であるが、担税能力に応じた負担を求めるため、国の基準に準じて国民健康保険税の課税限度額を引き上げるものである。国民健康保険税は、基礎課税分（医療分）、後期高齢者支援金分、介護納付金分の合計で構成されている。そのうち、基礎課税分を現行の65万円から66万円に、後期高齢者支援金分を現行の24万円から26万円に引き上げるものである。これにより、現行106万円の課税限度額が、改正後は109万円となるものである。引き上げ額は、国により政令で定められている。
- 改正の影響は国保税課税額として約320万円の増収となる見込みである。影響する世帯数は119世帯で、全体の約0.81パーセントとなる。
- 施行期日は、公布の日から施行するものである。
- 適用区分は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用するものである。
- なお、3～4ページに条例の新旧対照表を掲載している。
- 会 長 質疑に移る。質問、意見はあるか。
- 各委員 質疑なし。
- 会 長 それでは、お諮りしたい。諮問案件(1)会津若松市国民健康保険税条例の一部改正について、異論がないので、本日答申することとしていかがか。
- 各委員 異議なし。
- 会 長 答申については、本日の最後に行く。
- 次に、報告案件の(1)および(2)について事務局より一括して説明を求める。
- 事務局 まず、報告案件（1）について、地方税法施行令の一部改正に伴い、国保税の軽減判定所得基準の改正を行うものである。低所得者の負担軽減を図るため、国民健康保険税の応益割である均等割及び平等割の5割、2割軽減に係る軽減判定所得の基準を引き上げる。5割軽減の基準について基準額43万円に被保険者数に応じて加算する金額29万円5千円を30万5千円に、2割軽減の基準について同様に加算する額54万5千円を56万円とするものである。
- 改正の影響であるが、課税額が約350万円減少する見込みで、減少する世帯数は177世帯で全体の約1.21%となる。なお、軽減分については、保

険基盤安定制度により県が4分の3に相当する額を負担し、残り4分の1は市の一般会計からの繰入となり全額補填される。なお、一般会計からの繰入分については全額交付税措置される。

施行期日は、公布の日から施行するものであり、適用区分は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用するものである。なお、3～4ページに条例の新旧対照表を掲載している。

次に、報告案件（2）高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施について報告する。本市では、令和4年度より高齢者の疾病予防や重症化予防と生活機能の改善への対応について一体的に行ってきた。その趣旨は高齢者の心身の多様な課題に対応したきめ細かな支援に取り組むものである。令和4年度は1つのモデル地区において実施、令和5年度は3つのモデル地区において実施、令和6年度から市内全域で実施しているものである。

令和6年度の取組状況と成果について、（1）個別的支援では、低栄養防止・生活習慣病の重症化予防で49名に対し栄養指導や保健指導を実施した。また、健康状態が不明な高齢者の実態調査と支援について193名の方に訪問指導や電話相談を実施し、16名が介護サービス等につながった。

（2）会場における体力測定・健康教室については、フレイル予防教室を7団体で14回開催し、延べ157名の参加があった。また、フレイルチェックを33会場で53回開催し、延べ779名の参加があった。体力測定等により自身の筋力低下等の状態を知り、フレイル予防の大切さを知る機会となったとの意見をいただいた。

次に、今年度の実施内容については、（1）個別的支援として、①低栄養防止・生活習慣病重症化予防に取り組む。さらに、健康状態が不明な高齢者に対する実態調査や支援にも引き続き取り組む。診査の受診結果や治療中断等により支援が必要な方に対し、訪問や電話等による健康相談・保健指導等の支援を行う。②健康状態が不明な高齢者に対する実態調査や支援として、健康診査、医療、介護に繋がっていない高齢者を把握し、必要なサービスや支援に繋げる取組を行う。また、（2）会場における体力測定・健康教室として、介護予防ボランティアや地域包括支援センターと連携して取り組んで行く。具体的には、①フレイル予防教室の実施として、地域サロン団体等に対し、栄養・口腔・運動等のフレイル予防の普及啓発や健康教育・相談を行う。②フレイルチェックの実施として、体力測定等を実施し、栄養状態や筋力低下等、高齢者の個別の状況に応じ、医療機関や健康診査の受診勧奨、介護サービス等の利用勧奨を行うものである。

会 長 質疑に移る。質問、意見はあるか。

江川委員 福島県内の各保険者の被保険者数、加入者の平均年齢、一人当たり医療費などの比較表を資料として提供いただきたいが可能か。

事務局 協議会の審議における必要性などを考慮しながら検討させていただく。参考資料として、第4期会津若松市国民健康保険事業運営健全化指針を活用願いたい。

渡邊委員 健康教室・体力測定の会場選定について、優先順位があるのかなど基準

を伺いたい。

事務局 順位はないが、フレイルチェックは不特定多数の人を対象にしており、各圏域ごとに人が多く集まれるところで開催している。

江川委員 運営協議会の日程を市政だよりで周知できないか。

事務局 会議の情報公開は傍聴ではなく、会議録を市ホームページで公開して実施している。市政だよりの紙面の都合もあり広報担当と協議検討する。

会 長 情報量が多くなると必要な情報を得にくくなるという側面があるので、そういった点を見極めながら検討してほしい。

会 長 その他あるか。

円滑な審議にご協力いただき、ありがとうございました。